

市・県民税の申告と所得税の確定申告

申告は早めに最寄りの会場で

市・県民税の申告と所得税の確定申告の受け付けが、2月16日(水)から3月15日(火)まで行われます。申告会場は3月になると大変込み合いますので、早めに準備してなるべく2月中に申告をしてください。

**受け付けは
3月15日まで**

市・県民税の申告と所得税の確定申告の受け付けが、2月16日(水)から3月15日(火)まで行われます(土・日曜日を除く。ただし、2月20日と27日は受け付け)。

成田税務署では所得税の確定申告を、市役所と市内各地区の会場では市・県民税の申告と所得税の確定申告を受け付けます。

なお、2月20日(日)・27日(日)にも、成田税務署では確定申告の受け付けを、市役所では市・県民



込み合う前に申告を

税の申告書の受け付けを行います。申告会場は、3月になると大変込み合います。早めに準備をして、なるべく2月中に申告しましょう。

市・県民税の申告
市役所と
市内各地区の会場で

市・県民税の申告は、2月1日から市役所2階の税務課で受け付けを始めていますが、16日(水)からは市役所6階の会議室で受け付けを行います。また、各地区でも下表の日程で受け付けを行いますのでご利用ください。

なお、農業所得のある人は、16日(水)から受け付けます(収支内訳書を必ず作成して持参してください)。

所得税の確定申告
成田税務署のほか
市役所などでも

所得税の確定申告は、成田税務署または市役所6階中会議室、各

地区の会場(左表参照)で受け付けます。ただし、次に該当する人の所得税の確定申告は、成田税務署で申告をしてください。

- 分離課税となる譲渡所得のある人
- 事業収入、不動産収入が500万円以上の人
- 青色申告をする人

なお、所得税の確定申告は、インターネット上の厳格な本人確認が可能な公的個人認証サービスの電子証明書(住民基本台帳カード)を用いて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)からネットでも

行えます。e-Taxについて詳しくは国税電子申告・納税システムホームページ(<http://www.e-tax.nagano.jp>)または成田税務署(☎285151)へ。

**自書作成コーナーも
ご利用ください**
市役所や各地区の会場では、受け付けで番号札をお渡しします。順番が来るまでお待ちください。また、各会場には申告書の自書作成コーナーを設けています。ぜひご利用ください。

市・県民税の申告、所得税の確定申告会場

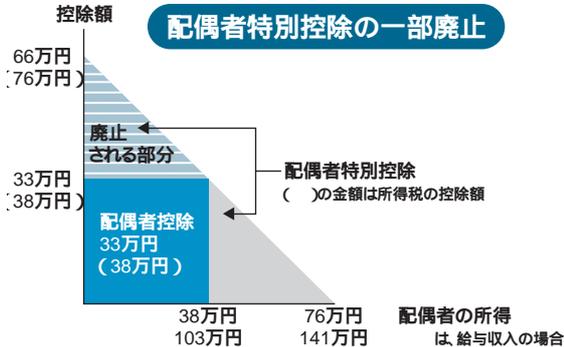
受付期日	会場	時間
2月16日(水)～ 3月15日(火) (土・日曜日を 除く。ただし、 2月20日と27日 は受け付け)	市・県民税の申告は市役所6階中会議室	午前9時～正午
	所得税の確定申告は市役所6階中会議室または成田税務署	午後1時～5時
2月23日(水)	豊住公民館	午前9時～正午 午後1時～3時
2月24日(木)	久住公民館	
2月25日(金)	遠山公民館	
3月1日(火)	中央公民館	
3月2日(水)	公津公民館	
3月3日(木)	八生公民館	
3月4日(金)	中郷公民館	

申告について詳しくは税務課(☎20-1513)または成田税務署(☎28-5151)へ。

平成17年度 市・県民税の主な改正点

配偶者特別控除の一部廃止

配偶者特別控除制度とは、配偶者に所得がある場合には、その合計所得金額に応じて控除額を調整しようという制度です。これまで、所得者と生計同一の配偶者の所得が76万円未満の場合、その金額に応じて配偶者特別控除が適用できましたが、平成16年分所得からは、配偶者の所得が38万円未満の場合に適用されていた上乗せ部分が廃止されました(左図参照)。



市・県民税均等割の非課税措置の廃止

夫妻ともに市内に住んでいて、夫が均等割を納めているとき、その妻は均等割がかかりませんでしたが、この非課税措置が平成17年度分から段階的に廃止されます。前年中の所得が一定額以上の人には平成17年度は2分の1(2,000円)が、18年度からは全額(4,000円)がかかります。

このほかの改正などくわしくは税務課 ☎201513へ。

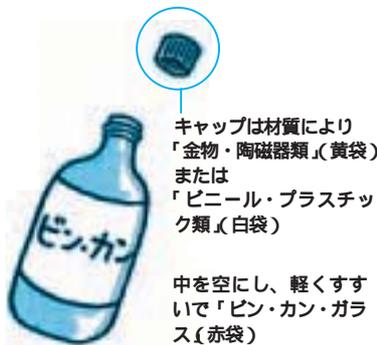
今月の納税

- 固定資産税・都市計画税(第4期分)
- 国民健康保険税(第8期分)
- 介護保険料(第8期分)

○納期はいずれも2月16日(水)~28日(月)です。
くわしくは 資産税課(☎20-1514) 保険年金課(☎20-1526) 介護保険課(☎20-1545)へ。

ビン・カンごみの出し方
キャップをはずして分別を

キャップ付きのビンやカンは、キャップなどをはずして、中身を空にしてから水で中を軽くすすいで「ビン・カン・ガラス(赤袋)へ、王冠・金属キャップは「金物・陶磁器類(黄袋)へ、プラスチックキャップは「ビニール・プラスチック類(白袋)へそれぞれ分別してください。



くわしくはクリーン推進課 ☎201530へ。

「成田ナンバー」

みんなの力で
推進しよう

市では、成田国際空港の周辺自治体とともに「成田」ナンバーの

新設を目指しています。

現在、空港周辺では「千葉」が車のナンバーとして使われていますが、平成18年度よりスタートする新たな制度では、国の定める条件を満たせば、その地域の名称などを車のナンバーとして使用できることとなります。



日本を代表する国際空港の所在地として、観光や地域振興に貢献する「成田」ナンバーの新設に向け、署名やアンケート調査などを実施していきますので、市民の皆さんのご支援と、ご協力をお願いします。

くわしくは地域振興課 ☎201520へ。

2月は省エネルギー月間

電気を上手に使う
省エネにご協力を

2月は、省エネルギー月間です。便利でつい使い過ぎてしまう電気、暖房用をはじめとしてエネルギー消費が増大する冬季には、次の点に心掛けて省エネルギーに協力をお願いします。

設定温度はひかえめに

冬の室温の設定は20度を目安に、冷蔵庫内の温度設定は弱めにしましょう

スイッチはオフ

見ていないテレビや不要な照明は、こまめに切りましょう

待機電力のカット

寝るときや外出するときなどは、常時通電が不要な電気製品は、こまめにプラグを抜きましょう

くわしくは環境計画課 ☎201533(または財)関東電気保安協会千葉事業本部佐倉事業所 ☎0434861448へ。

改正地方消費税

消費税課税事業者は届出が必要です

消費税法の改正により、平成15年分以降の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者は、消費税の課税事業者となりますので、これに該当し「消費税課税事業者届出書」を提出していない人は、お早めに提出してください。

くわしくは成田税務 ☎28-5151へ。

市長への手紙・FAX・電子メール

あなたの「声」をお聴かせください

「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民の皆さんが日々感じている市政に対する提言・要望・意見など、「生の声」を幅広くお聴きし、今後の市政に反映させていくための制度です。

寄せられた提言などは担当課で協議したうえで市長に報告され、その後市長から書面で回答しますので、住所・氏名を忘れずに記入してください。

また、担当課でも所管の事務事業に対する提言などをお受けしています。担当課が不明な場合は市民支援課市民相談室へお問い合わせください。

【市長への手紙】市役所や公民館など市の公共施設



設や金融機関、農協などに所定の八ガ夫受取人払い)を設置しています。

任意なものでもかまいませんが、この場合は「市長への手紙」と明記をお願いします。

【市長へのFAX】

NTT成田局管内(0476局)からであれば、フリーダイヤルのため料金はかかりません。

FAX番号は次のとおりです。

0120 860 279
ハローでつなぐ

【市長への電子メール】

市のホームページ(アドレス <http://www.city.narita.chiba.jp>)の「市長への電子メール」に接続すると、インターネットを通じて送信することができます。

皆さんから寄せられたご意見の内容によっては、市の回答と併せて市のホームページ「市長へのメールO&A」または、広報紙に無記名で掲載させていただく場合もあります。

なお、市のホームページは、市

役所1階行政資料室、保健福祉館、市立図書館、中央・成田・公津・遠山公民館でもご覧になれます。

くわしくは市民支援課市民相談室(☎201507)へ。

教育資金に利子補給

「国の教育ローン」を受けている人に

市では「国の教育ローン」の融資を受け、高校・大学などに入学または在学している人や、その親族に在学期間中(最長7年間)の利子の半額を補給します。

利子補給条件「金融機関から「国の教育ローン」の融資を受け、次の2つの条件に該当する人
市内に1年以上住んでいる人



市税を完納している人
利子補給の期間「交付決定された月から、在学期間(留年した年数は除く)
申請に必要なもの「返済予定表、住民票世帯全員が記入されたもの」の写し、市税納税証明書、印鑑、在学または入学を証明できるもの

申請方法などくわしくは教育総務課(☎201580)へ。

学校・警察連絡制度

児童生徒の健全育成を目指しスタート

2月1日から、市立小中学校の児童生徒を対象に、健全育成および非行の抑止・児童生徒を犯罪被害に遭わせないようにするための「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」がスタートしました。

近年、少年による非行が増加・凶悪化・低年齢化の傾向にあることに加え、児童生徒が犯罪の被害者になることが多発しています。児童生徒の非行や問題行動に対しては、早期発見・早期対応が要請されることとあり、犯罪被害防止についても、学校と警察署との



子どもたちの安全確保のために

情報交換・連携を一層充実させることが求められています。

学校と警察署それぞれが、児童生徒の非行抑止や安全確保のために情報の共有が必要と認められるものについて、相互の情報連絡が行われます。

連絡に係る事項は個人情報ですので、秘密は保持し、適正に取り扱われます。

くわしくは教育指導課(☎201582)へ。



心の健康、応援します

困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？

毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいはいかがでしょうか。



相 談 日

相 談 名	期 日	時 間	場 所	問い合わせ先
市民相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が祝日と重なる場合はお問い合わせください。
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	2月22日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	2月15日(火)	10:00～12:00	〃	
税務相談	2月15日(火)・3月1日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談(英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	2月24日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	2月19日(土)	13:00～16:00	イオン成田SC2階 特設会場	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築に関する相談)	3月10日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 3月7日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト (商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	3月1日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	2月17日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	2月28日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	3月1日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室☎28-3234